

# 自転車の交通ルール

知っていますか？『**自転車安全利用五則**』  
自転車を安全に利用するための大切な5つの決まりです。

## ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

車道・・・車が通る道



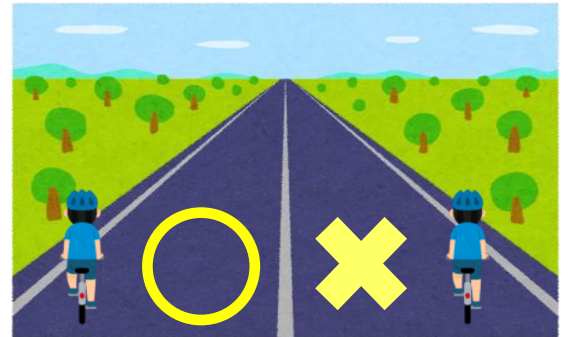
歩道・・・歩く人が通る道

自転車は車の**仲間**です。

車が走る「車道」の

**左側端に寄って**通行しましょう。

右側通行は逆走となり、  
とても危険ですぞ！



左側通行

右側通行

例外として歩道を通行できるのは、

- ・「普通自転車の歩道通行可」の標識があるとき
- ・13歳未満の子供（小学6年生まで）と70歳以上の高齢者
- ・安全に車道を通ることができないとき（例：工事で通れないとき）



また、歩道では車道寄りを**徐行**し、  
歩行者に優しい運転を心がけましょう。

**一時停止**や、**自転車から降りて、  
押し歩き**をしましょう。

歩行者に  
優しい運転を！



## ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



A



B



C

- A. 横断してはならない
- B. 進んでよい
- C. 一時停止

周囲の安全を確認してから進行せよ！



## ③夜間はライトを点灯



早めの点灯が、交通事故防止につながるんじゃ！



## ④飲酒運転は禁止

自転車も車両です。  
**飲酒運転は禁止です。**  
少しでも飲んだら、  
運転してはいけません。



## ⑤ヘルメットを着用

自転車の交通死亡事故では、  
頭を強く打ったことが原因で  
亡くなってしまう場合が多いです。

万が一の事故に備えて、  
自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。



置かないで  
そこはみんなの  
歩く道



川口市マスコット  
「きゅぼらん」

## STOP！！放置自転車！！

自転車を放置することは、大変危険な行為です！

- 歩行者の通行の妨げとなります
- 緊急車両の通行の妨げとなります
- 交通事故を誘発します



自転車は駐輪施設に、とめてください！